

# 博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学  
情報セキュリティ研究科

論文題目 : 個人情報流出に関する差止の法制化と活用  
申請者 : 中村 伊知郎  
審査委員会 : 主査 林 紘一郎 (教授)  
副査 湯浅 壘道 (教授)  
副査 村上 康二郎 (東京工科大学・准教授)  
副査 佐藤 直 (教授)

## I. 論文内容の要旨

本論文は、「個人情報をはじめとした情報流出事故が頻発しているにもかかわらず、法律が有効に対処できないのはなぜか」という問いからスタートし、情報がインターネットを介して流通する状況下では、従来の損害賠償第一主義では十分とは言えず、例外とされてきた差止に期待するしかないと主張し、その理論的根拠を検討し、立法化を提案するものである。

本論文は、2部構成、全9章と巻末資料から成り、第1部 情報流出被害の差止による救済の必要性と新たな視点(5章で構成)では、情報流出事例の紹介から始めて、差止による救済に期待が高まること、差止に関する法令と判例の現状把握、理論的根拠づけを通じた権利論的構成の限界、権利侵害と利益侵害の中間領域の存在などを指摘している。第2部 個人情報流出被害救済のための新たな差止制度(4章で構成)では、個人情報流出被害に対処する場合の差止の設計指針、具体策として契約という合意に基づく場合と、不法行為法の改正という立法に基づく場合の両者について、その妥当性や要件(特に、後者の場合の7要件など)を検討している。

## II. 論文審査結果の要旨

法律は強制力を伴う社会統制の手段であるから、適用は常に慎重でなければならない(法の謙抑性)。刑罰を伴う分野で特に慎重な配慮を要請し、基本的人権を守る役割をも果たしている。しかし、このことは同時に、法はある法律行為の発生後にしか(先例となるような複数または顕著な事例が発生しない限り)有効に機能しないことをも意味し、新しい事態が発生した時には、常に「後追い」にならざるを得ないという宿命をもたらしている。

インターネットの急速な進展は、このような「技術進歩と法の不マッチ」を顕在化させており、著者は、その弊害が個人情報の流出事故に端的に現れているとの認識に立っている。そして、これまで有体物の法として有効に機能してきた現行法が、そのまま「情報法」として機能するとの保証はないが、現行法の中にも、インターネットによる情報の流通に適用可能な手段があるはずだとの推論から、差止に注目するようになった。

この先駆性は大いに評価すべきであるが、その後の研究は険しい試練の連続であった。成文法を原則とするわが国において、差止を定義した一般法がないことが象徴するように、この制度はあまりにないがしろにされてきたからである。先行研究が乏しい中で、自力でこの分野を開拓するのは並大抵の努力ではなかった。著者

が、長年にわたる忍耐強い努力を通じて本論文に到達したことは、まずもって称えられるべきであろう。

しかし、この事実が、論文そのものの妥当性や品質を保証するものではない。本論文の主張には首肯すべき点が多々あるが、それらが整合性をもった理論として完成しているかとなると、以下のような難点をはらんでいるからである。① 立法論の部分の価値は高いが、博士論文としての完成に精一杯で、立法の必要性について学界の認知を得るまでに至っていない、② 解釈論の部分も、法学の一般的方法である「批判的見解も含めて広く議論を整理する」という点で精査が必要である、③ アメリカの事例に依拠する部分が多いが、日本法への移植について配慮を要する部分の考察を深める必要がある。

しかし、上記の欠陥にもかかわらず、本論文には以下のような他に類を見ない新規性があるものと思われる。

① 差止を論じた先行研究が乏しい中で、これを「情報法」の一分野として論じたものとしては、おそらく最初の論文である、② 実態調査や学説、アメリカの事例など広く資料を渉猟して、独自の理論展開を行なっている、③ これを土台にすれば、本格的な「情報法」研究の基礎を提供できる。

なお、本論文は「情報学」の論文として審査したものであるが、その方法論はほとんど法学であるので、その点について付言しておきたい。わが国の法学研究は、従来「法解釈学」を中心に発展してきたため、新しい分野への応用については、良くいえば「控え目」、悪くいえば「触らぬ神に祟りなし」として敬遠する傾向があった。しかし、情報セキュリティのような新規分野が、社会全体に無視できない影響を与えることが明らかになった以上、法学も最先端の事象に勇敢に取り組むことが求められている。このような意味では、未熟な点をはらみつつも大胆に難題に取り組んだ本論文のような事例は、その新規性の方をより重視することが認められるべきであろう。

### Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、平成 27 年 1 月 26 日に論文内容について口述試問を行なうとともに、これに関連する事項の最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。